

令和 2 年度における環境配慮等の状況について

令和 3 年 6 月 30 日
衆議院

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成 16 年法律第 77 号）第 6 条に基づき、令和 2 年度における衆議院の環境配慮の状況について下記のとおり公表する。

記

衆議院は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に資するため、政府の環境基本計画の趣旨を踏まえ、活動主体として、環境に与える負荷の低減に資する取組を推進することとしている。

1. 電気の調達（グリーン契約）

電気の調達については、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）等に基づき、裾切り方式による入札を行っている。

2. 環境物品等の調達（グリーン調達）

物品の調達等にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境に及ぼす影響が少ない製品等を選択することとしており、概ね調達目標を達成している。

3. エネルギー使用量の抑制、資源の節約

令和 2 年度における使用量は、次のとおりである。

項目	単位	平成 25 年度実績 ※(注)	令和 2 年度実績	
			実績値	平成 25 年度比
公用車の燃料使用量	リットル	203,282	114,612	56%
用紙の使用量	トン	75	75	100%
電力使用量	kWh	25,378,372	25,034,283	99%
上水使用量	立方メートル	131,581	112,895	86%
廃棄物の量	トン	424	310	73%
(可燃ゴミの量)	トン	422	256	61%

※（注） 平成 25 年度は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月閣議決定）において定められた、比較すべき基準年度である。

○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

(国による環境配慮等の状況の公表)

第6条

各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況（その事務及び事業の実施による環境への負荷の程度を示す数値を含む。次条において同じ。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。